

令和6年

第8回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和6年8月23日 午後1時30分から
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第1会議室

1 出席委員

1番 安池雅美	9番 鈴木洋有
3番 二宮賢一	10番 吉川正
5番 古正輝子	11番 添田政夫
6番 平原則子	12番 加藤正和
7番 竹内欣也	13番 柳田孝
8番 石井雅浩	15番 欠員
	16番 戸塚昭雄

2 欠席委員

2番 青木貞治

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

5 出席事務局員

事務局長 木村公哉
書記 久保田徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第26号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第27号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第28号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので令和6年第8回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、2番青木貞治委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、1番安池雅美委員と3番二宮賢一委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

なお、議案第23号1番と2番は同一案件ですので一括で審議します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の1ページと2ページをご覧ください。

最初に1番と2番について説明します。

事務局 《議案第23号1番・2番を朗読・説明》

書記 議案第23号1番・2番の内容につきましては、農地の相続人が高齢や遠方であることを理由に耕作が困難なため親族に農地を贈与するものです。譲受人は会社員であります。農地法第2条第2項の農家世帯員に該当するので農地を取得することができます。

若い担い手が農地を取得することで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、8月15日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認をしました。

議長 議案第23号1番・2番につきましては現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第23号1番と2番の農地について、8月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は連続した露地畑2筆で、若い世代に贈与されることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

それでは、議案第23号1番と2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第23号1番と2番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第23号1番と2番は原案とおりの決定いたしました。次に3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案第23号3番を朗読・説明》

書記 議案第23号3番の内容につきましては、高齢により耕作が困難になったので親族に農地を贈与するもので、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、8月15日に馬場地区担当の吉川委員及び事務局で現地確認をしました。

議長 議案第23号3番につきましては現地確認をお願いした馬場地区担当の吉川委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番の吉川です。議案第23号3番の農地について、8月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は遊休化した農地に囲まれた農地で、親族が取得して耕作することにより、

農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

それでは、議案第23号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 遊休農地に囲まれているミカン畑で、収穫後にどのように搬出するのですか。

書記 幅は狭く軽トラックは入れませんが通作路があります。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第23号3番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第23号3番は原案とおりの決定いたしました。

以上で議案第23号の全ての審議が終了しました。

議長 次に議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は議案書3ページの再設定2件で、場所につきましては総会資料の3ページと4ページをご覧ください。

大磯町長より令和6年8月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番について説明します。

事務局 《議案第24号1番を朗読》

書記 議案第24号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の農業振興地域内の農用地の一部で、認定新規就農者である借り手が継続して農地を借りることで、地域農業の振興が図られると考えられます。

なお、8月15日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第24号1番につきましては、現地確認をお願いした

西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第24号1番の農地について、8月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地はきちんと耕作されており、認定新規就農者である借り手が継続して借りることで、地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、地域農業の振興が図れるとのことです。

議長 では、議案第24号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 賃借期間が1年間となっていますが、営農に支障がありませんか。

書記 貸し手は問題がなければ継続して貸す意思はありますが、相続等が発生した時に心配なので1年更新にしたいとのことで、借り手も了承しています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第24号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第24号1番は原案とおりの決定いたしました。
では、次に2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案第24号2番を朗読》

書記 議案第24号2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の農業振興地域の畑2筆です。借り手は、農業参入した町内の法人で、継続して農地を借りることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

なお、8月15日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第24号2番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第24号2番の農地について、8月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を法人が継続して借りることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。

議長 では、議案第24号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 意見がないようですので、議案第24号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第24号2番は原案とおりに決定いたしました。
以上で議案第24号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 では次に、議案第25号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題に供します。

なお、この議案については11番添田委員が当事者のため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該議案の審議開始から終了まで添田委員には退室をお願いし、終了後に入室・着席していただきます。

《11番添田委員退室》

議長 それでは、議案第25号を議題に供します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第25号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、平成28年4月農地法改正に伴い新設された農地利用最適化推進委員の選任を行うものです。「大磯町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要領」に基づいて、2月から3月にかけて

推薦・募集を実施し、高麗・大磯・東小磯・西小磯地区、国府本郷・国府新宿地区、月京・石神台・生沢・寺坂地区、虫窪・黒岩・西久保地区の４つの担当区域に対して各１名が定数となっていますが、各区域１名ずつ４名の推薦がありました。

推薦のありました４名について、これから一人ずつ審議を行い、農地利用最適化推進委員に相応しい方であるかどうか決めていただきます。

まず一人目の応募者の内容に関しましては、議案書４ページから６ページをご覧ください。

事務局

《議案第２５号を朗読・説明》

議長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の選任を農業委員会で行うとのこと。それでは、議案第２５号について、質疑に入ります。

意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２５号について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２５号は原案とおりに決定いたしました。

では、採決が終わりましたので、１１番添田委員には入室・着席していただきます。

《１１番添田委員入室・着席》

議長 では続きまして、議案第２６号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の朗読と説明を事務局よりお願いします。

なお、この議案についても吉川推進委員が当事者のため、当該議案の審議開始から終了まで吉川推進委員には退室をお願いし、終了後に入室・着席していただきます。

《吉川推進委員退室》

書記 議案第２６号の内容につきましては議案書７ページから９ページを、ご覧ください。

事務局

《議案第２６号を朗読・説明》

議長 ありがとうございます。では議案第２６号の質疑に入ります。意見のある方は挙手

をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２６号について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２６号は原案とおりに決定いたしました。
では、採決が終わりましたので、吉川推進委員には入室・着席していただきます。

《吉川推進委員入室・着席》

議長 続きまして議案第２７号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の朗読と説明を事務局よりお願いします。

なお、この議案についても柏木推進委員が当事者のため、当該議案の審議開始から終了まで柏木委員には退室をお願いし、終了後に入室・着席していただきます。

《柏木推進委員退室》

書記 議案第２７号の内容につきましては議案書１０ページから１２ページを、ご覧ください。

《議案第２７号を朗読》

議長 ありがとうございます。では、議案第２７号につきまして、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２７号について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２７号は原案のとおり決定いたしました。
では、採決が終わりましたので、柏木推進委員には入室・着席していただきます。

《柏木推進委員入室・着席》

議長 それでは、次に議案第２８号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第２８号の内容につきましては議案書１３ページから１５ページを、ご覧ください。

《議案第２８号を朗読》

議長 ありがとうございました。ではこれより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２８号について賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２８号は原案のとおりに決定いたしました。

議長 以上で４名の方の審議が終わりましたが、委嘱につきましては今回の結果をもって８月２５日付けで新たに任命される農業委員で構成する農業委員会が、８月２６日に開催される第９回農業委員会総会で行なうことになります。

議長 次に、報告第１号「農地法第３条の３の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第１号「農地法第３条の３の規定による受理通知書」につきましては、議案書１６ページから１８ページの４件でございます。

事務局 《報告第１号１番から４番を朗読》

書記 報告第１号１番から４番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第１号１番から４番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書19ページの4件でございます。場所につきましては、総会資料の5ページと6ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から4番を朗読》

書記 報告第2号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和6年第8回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時22分)